

○在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業に係る介護人の派遣を行う事業者の指定について

〔平成23年10月5日地基企第51号〕  
各支部長あて理事長  
第1次改正 平成25年2月18日地基企第8号  
第2次改正 平成26年7月3日地基企第23号  
第3次改正 平成27年5月28日地基企第24号

地方公務員災害補償基金業務規程（以下「規程」という。）第26条の規定に基づき、別添協定書写しのとおり公益社団法人日本看護家政紹介事業協会（以下「協会」という。）と在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業の実施に関する契約を締結し、協会の会員である民営職業紹介事業者を規程第28条の3に規定する介護人の派遣を行う事業者として指定したので通知します。

なお、「在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業に係る介護人の派遣を行う事業者の指定について（平成19年4月11日地基企第27号）」は、廃止します。

## 協 定 書

地方公務員災害補償基金（以下「甲」という。）と公益社団法人日本看護家政紹介事業協会（以下「乙」という。）とは、地方公務員災害補償法施行規則第38条第1項第6号に規定する在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業に基づくホームヘルパー等の派遣について、次のとおり協定する。

第1条 ホームヘルパー等の派遣は、乙の会員である厚生労働大臣許可の有料職業紹介事業者（以下「紹介所」という。）が、この協定に基づき、地方公務員災害補償基金業務規程第28条の3に定める障害を有する者（以下「被災職員」という。）からの求人に対してホームヘルパー等を紹介することにより行うものとする。

第2条 ホームヘルパー等の派遣を受けようとする被災職員は、あらかじめ、当該被災職員を所管する甲の支部長（以下「甲の支部長」という。）が発行する介護券（別紙様式1）の交付を受けなければならない。

第3条 紹介所は、被災職員からの求人に対し、被災職員が必要とする介護サービス又は家事援助サービスの内容に照らし適当と認められる者であって、原則として、労災保険に特別加入している者を責任を持って紹介するものとする。

2 紹介所が紹介するホームヘルパー等は、原則として賠償責任保険加入者とする。

第4条 紹介所が紹介するホームヘルパー等は、看護師、保健師、准看護師、訪問介護員養成研修2級課程又は3級課程修了者、労災ホームヘルパー、その他家事援助の経験を有する者とする。

第5条 ホームヘルパー等が行う介護サービス及び家事援助サービスの範囲は次のとおりとする。

(1) 入浴、排せつ、食事等の介護

- ア 入浴の介護
- イ 排せつの介護
- ウ 食事の介護
- エ 衣類着脱の介護
- オ 身体の清拭、洗髪

(2) 調理、洗濯、掃除等の家事

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯及び補修
- ウ 住居等の掃除その他の整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡

(3) 生活等に関する相談及び助言

生活、身上、介護に関する相談及び助言

(4) 外出時における移動の介護

外出時の移動の介護等外出時の付き添いに関する事

(5) 前各号に掲げる介護及び家事援助に附帯する便宜の供与

前各号に附帯する介護、家事、相談及び助言

第6条 被災職員が紹介所にホームヘルパー等の求人の申込みをするときは、当該紹介所に対し、原則として、紹介を受けることを希望する日の前日までに、次の事項を連絡するものとする。

- (1) 本協定による求人であること
- (2) 求人をする被災職員（以下「求人者」という。）の住所、氏名及び電話番号
- (3) 求める介護サービス及び家事援助サービスの内容
- (4) サービスを希望する日時
- (5) 希望する期間
- (6) その他必要な事項

第7条 紹介所は、求人者に対してホームヘルパー等を紹介するときは、利用期間の開始の日に、求人者あての紹介状等必要な書類をホームヘルパー等に持参させるものとする。

2 求人者とホームヘルパー等とは、利用期間の開始の日に、必ず労働条件を相互に確認するものとする。

第8条 ホームヘルパー等の勤務時間は、原則として、午前9時から午後5時までの時間帯（以下この条において「標準時間帯」という。）のうちの3時間又は6時間若しくは標準時間帯を含む9時間（休息时间を含む）とし、勤務が標準時間帯以外の時間帯である場合等の取扱いについては、本協定書に附帯する「ホームヘルプ費用等に関する覚書」（以下「覚書」という。）によるものとする。

第9条 ホームヘルパー等の賃金及び交通費、紹介手数料、受付手数料並びに労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料等（以下「ホームヘルプサービス費用」という。）の額は、覚書によるものとし、求人者は介護サービス又は家事援助サービスを受ける都度、介護券（介護サービス又は家事援助サービスを受ける時間3時間につき1枚）を、記名押印の上、ホームヘルパー等に交付するものとする。

2 ホームヘルパー等は、交付を受けた介護券の半券（事業者用）を紹介所に提出するものとし、紹介所は当該介護券に基づき介護人派遣費用請求書（別紙様式2）によりホームヘルプサービス費用を算定するものとする。

第10条 ホームヘルパー等は、前条により算定されたホームヘルプサービス費用のうち、賃金に相当する額（以下「賃金相当額」という。）及び交通費について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に請求するものとする。

- (1) 賃金相当額の10分の3に相当する額 求人者
- (2) 賃金相当額と交通費の合計額から前号に定める額を差し引いた額 甲の支部長

2 前項第2号の請求は、紹介所が作成した介護人派遣費用請求書の写しに介護券の半券（介護人用）を添付することによって行うものとする。

第11条 前条の規定に基づく請求について、ホームヘルパー等は、紹介所にその手続を委任することができるものとする。

第12条 紹介所は、ホームヘルプサービス費用から賃金相当額、交通費を差し引いた額を、介護人派遣費用請求書に介護券の半券（事業者用）を添付することにより甲の支部長に請求するものとする。

第13条 甲の支部長は第10条第1項第2号及び前条の規定に基づく請求を受けたときは、原則として、30日以内に支払うものとする。

第14条 ホームヘルパー等及び紹介所は、求人者及び甲の支部長からホームヘルプサー

ビス費用の支払いを受けたときは、領収書を発行する等所要の手続をとるものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、ホームヘルパー等及び紹介所は、当該ホームヘルプサービス費用を振込の方法により受領する場合には、その受領分について領収書の発行を要しない。

第15条 この協定及び覚書について、甲は被災職員に対し、乙は紹介所に対し、それぞれ周知徹底を図るものとする。

第16条 乙は、紹介所を通じてホームヘルパー等に対し、求人者の人格を尊重するとともに、業務中に知り得た求人者の身上及び家庭に関する秘密等を他に漏らすことがないよう指導に努めるものとし、この協定が解除された場合にあっても同様とする。

第17条 甲（被災職員を含む。）及び乙（紹介所及びホームヘルパー等を含む。）は、この協定から生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

第18条 この協定の有効期限は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。  
ただし、有効期間満了1か月前までに、甲又は乙から意思表示がないときは、さらに向こう1年間引き続き効力を有するものとし、それ以後の満了の場合も同様とする。

第19条 この協定に定めのない事項、この協定について疑義が生じた場合の措置及び覚書の改定等については、必要の都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月1日

甲 地方公務員災害補償基金

理事長 田村政志

乙 公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会

会長 戸莉利和

発行番号 \_\_\_\_\_

発行番号 \_\_\_\_\_

### 介護券 (介護人用)

割印

### 介護券 (事業者用)

- 1 申請者名 \_\_\_\_\_
- 2 発行日 平成 年 月 日
- 3 有効期限 平成 年 月 日まで
- 4 発行者 地方公務員災害補償基金

支部長 \_\_\_\_\_ 印

- 1 申請者名 \_\_\_\_\_
- 2 発行日 平成 年 月 日
- 3 有効期限 平成 年 月 日まで
- 4 発行者 地方公務員災害補償基金

支部長 \_\_\_\_\_ 印

介護を受けた日時  
平成 年 月 日 午前 時 分 ~ 午前 時 分  
午後 午後

申請者記名欄  
住所  
氏名 印

介護を受けた日時  
平成 年 月 日 午前 時 分 ~ 午前 時 分  
午後 午後

申請者記名欄  
住所  
氏名 印

この券を使用する方に

- 1 この券で介護を受ける場合、介護費用の3割相当額をご負担いただきます。
- 2 この券は、介護を受けた都度、介護人にお渡しください。
- 3 この券は、介護を受ける時間が3時間の場合は1枚、6時間の場合は2枚、9時間の場合は3枚必要です。
- 4 この券は、同日に4枚以上(9時間を超えて)使用することはできません。
- 5 この券は、本人以外は使えません。
- 6 この券は、有効期限を経過したときは使えません。
- 7 有効期限の訂正をしたもの及び発行者の印のないものは使用できません。

◇ \_\_\_\_\_ ◇

事業者の方へ

- 1 地方公務員災害補償基金への請求は、本券を添付した「介護人派遣費用請求書」により行ってください。
- 2 介護人の賃金について、介護人に代わって請求する場合は介護券(事業者用)と介護券(介護人用)を切り離さずに提出してください。

介護人(ホームヘルパー等)の方へ

- 1 この券は、介護を行った都度、被災職員から受けとってください。その際、記入事項(特に、申請者の氏名、押印、有効期限)を確認してください。
- 2 この券は、介護を行った時間が3時間の場合は1枚、6時間の場合は2枚、9時間の場合は3枚受けとってください。
- 3 この券は、同日に4枚以上(9時間を超えて)受けとることはできません。
- 4 この券は、介護を行った後、事業者(紹介所)に提出してください。
- 5 賃金についてご自分で請求する場合には、事業者(紹介所)で介護券(介護人用)を介護券(事業者用)から切り離してもらい、事業者(紹介所)の作成する「介護人派遣費用請求書」の写しに添付して、地方公務員災害補償基金 支部長に請求してください。
- 6 被災職員へは、「介護人派遣費用請求書」のⅡの2の(1)の額を直接請求してください。



## ホームヘルプ費用等に関する覚書

地方公務員災害補償基金（以下「甲」という。）と公益社団法人日本看護家政紹介事業協会（以下「乙」という。）とは、平成26年7月1日付け締結のホームヘルパー等の派遣に関する協定書に附帯する覚書として、次のとおり定める。

### 記

#### 1 勤務時間について

勤務時間は、原則として、午前9時から午後5時までの時間帯（以下「標準時間帯」という。）のうちの3時間又は6時間若しくは標準時間帯を含む9時間（休憩時間を含む。）とするが、求人者の希望により、標準時間帯以外の時間帯であっても、3時間、6時間又は9時間の勤務に応じるものとする。

#### 2 賃金及び交通費、紹介手数料、労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料等について

##### (1) 賃金

###### ① 基本賃金

ホームヘルパー等の基本賃金は、別表「ホームヘルプ等利用料金基準表」に定める限度額以内の額とする。

###### ② 付加料金

標準時間帯以外の時間帯に勤務する場合は、1時間につき付加料金として、勤務時間3時間の基本賃金を3で除して得た額に0.25を乗じて得た額を加算するものとする。この場合、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

##### (2) 交通費

ホームヘルパー等の交通費は、往復実費（交通機関の利用に要した費用のうち社会通念上妥当と認められる範囲内のものに限る。）とする。

##### (3) 紹介手数料及び受付手数料

紹介手数料の額は(1)で求めた賃金支払総額の10.8パーセントを限度とし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。また、受付手数料は1件当たり690円を限度とする。

##### (4) 労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料

労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料の額は、(1)で求めた賃金支払総額の0.65パーセントとし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 3 食費について

ホームヘルパー等は、求人者から食事を提供された場合は、1食当たり300円として計算して得た額を求人者に支払うものとする。

#### 4 乙は、甲に対して名簿の内容に変更が生じた場合、速やかに報告するものとする。



この覚書を確実なものとするため、本書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月1日

甲 地方公務員災害補償基金

理事長 田 村 政 志

乙 公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会

会 長 戸 莉 利 和

別表

ホームヘルプ等利用料金基準表

(単位：円)

適用地域（都道府県）		区分	勤務時間	基本料金	付加料金
I	埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡	A	3時間	6,500 (1,950)	1 H 550 (165)
		B	3時間	4,300 (1,290)	1 H 360 (108)
II	栃木、茨城、群馬、新潟、富山、 山梨、長野、愛知、三重、滋賀、 京都、大阪、兵庫、奈良	A	3時間	6,000 (1,800)	1 H 500 (150)
		B	3時間	4,000 (1,200)	1 H 340 (102)
III	北海道、宮城、福島、石川、 岐阜、和歌山、鳥取、岡山、 広島、沖縄	A	3時間	5,700 (1,710)	1 H 480 (144)
		B	3時間	3,800 (1,140)	1 H 320 (96)
IV	秋田、山形、福井、島根、山口、 徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、 大分	A	3時間	5,400 (1,620)	1 H 450 (135)
		B	3時間	3,600 (1,080)	1 H 300 (90)
V	青森、岩手、高知、長崎、熊本、 宮崎、鹿児島	A	3時間	5,100 (1,530)	1 H 430 (129)
		B	3時間	3,400 (1,020)	1 H 290 (87)

注1 「区分」欄のAは看護師、保健師、准看護師、訪問介護員養成研修2級課程又は3級課程修了者並びに労災ホームヘルパーであり、Bはその他である。

注2 「基本料金」及び「付加料金」の欄の（ ）は求人者負担分（基本料金又は付加料金の10分の3）の額である。